

障害者計画の骨子案

1 計画の基本理念

障害者基本法では、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるべきであるという理念を掲げています。

これに基づき、本市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を推進しています。

本市はこれまで、桑名市地域自立支援協議会等での議論を経て決定した「障害があってもなくてもみんなが気持ちよく過ごせる明るいまちづくり」を基本理念に据えてきました。新しい計画においても、この全員参加型で紡ぎ出した理念を核心として継承します。

さらに、これまでの「1. 障害を理解し思いやりのあるまちづくり」、「2. 安心して暮らせるまちづくり」、「3. 社会参加を応援するまちづくり」という3つの基本方針をより深化させ、多様化するニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、誰もが自分らしく輝けるまちづくりを部局横断的に展開していきます。

障害があってもなくても
みんなが気持ちよく過ごせる
明るいまちづくり

2 計画の基本方針

(1) 障害を理解し、共に支え合う心のまちづくり

障害の有無にかかわらず、誰もが地域の一員として尊重される社会を目指し、広報誌や SNS 等の既存媒体を活用した効果的な情報発信に取り組みます。

特に、改正障害者差別解消法についての適切な情報提供に努め、民間事業者における「合理的配慮の提供」への理解促進を図り、心のバリアフリーを推進します。

また、多様な交流や啓発の機会を通じて、相互理解に基づいた「共に支え合う」意識の醸成を目指します。

(2) いつまでも住み慣れた場所で、安全に暮らせるまちづくり

ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、最新のニーズ調査に基づき、医療・福祉・保健の連携によるサービス提供体制を最適化・拡充します。

ハード面では、公共施設や交通機関のユニバーサルデザイン化を加速させるとともに、ソフト面では、個別避難計画の作成支援など、災害時や緊急時においても誰一人取り残さない防災・防犯体制の構築を進め、誰もが身体的・精神的に安心して暮らせる環境を整備します。

(3) 自分らしく挑戦し、輝ける社会参加へのまちづくり

障害のある方が、その能力と適性に応じて自分らしく充実した生活を送れるよう、就労機会の拡大や定着支援の充実に努めます。

また、デジタル技術（ICT）の活用支援や、文化芸術・スポーツ活動への参加機会をさらに広げることで、社会とのつながりを多様化させます。

一人ひとりの「やってみたい」という意欲を尊重し、社会のあらゆる場面でその個性が輝くための挑戦を全力で応援します。

3 計画の施策体系

障害を理解し、共に支え合う心のまちづくり	(1)広報・啓発活動の推進	①広報・啓発活動の充実
		②障害や障害のある方への理解の促進
		③ボランティア活動等の推進
いつまでも住み慣れた場所で、安全に暮らせるまちづくり	(1)生活支援の充実	①相談支援体制の充実
		②在宅サービス等の充実
		③障害児支援の充実
	(2)保健・医療の充実	①保健サービス・健康づくり施策の充実
		②医療サービスの充実
		③精神保健・医療の充実
	(3)障害に配慮したまちづくりの推進	①生活の場の確保
		②障害に配慮したまちづくりの推進
		③移動手段の確保
	(4)情報提供・意思疎通支援の充実	①情報提供の充実
		②意思疎通支援の充実
	(5)安全・安心な環境づくりの推進	①防災対策の推進
		②防犯対策の推進
		③感染症対策の確立
	(6)権利擁護の推進	①差別の解消の推進
		②権利擁護の推進
自分らしく挑戦し、輝ける社会参加へのまちづくり	(1)教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実	①学校教育の充実
		②文化芸術活動・スポーツ等の振興
	(2)雇用・就業への支援	①障害者雇用の促進
		②個々の状態に応じた就労支援
	(3)行政サービスにおける配慮	①行政機関・選挙等における配慮